

【最大20%還元】キャッシュレス決済ポイント還元事業(第7弾)

地震の影響を受けている事業者や市民生活を支援するため、スマートフォン決済アプリ「PayPay(ペイペイ)」と連携したポイント還元キャンペーン第7弾を実施しています。ぜひご利用ください。

■内容

キャンペーン期間中、対象店舗での支払いをPayPayで行うと、支払額の**20%相当のポイント**(PayPayポイント)が付与されます。付与されたポイントは期限なしで利用できます。

■実施期間

7月31日(水)まで

還元ポイント

上限 4,000円相当/回 上限20,000円相当/期間

※ポイントは支払い日の翌日から30日後に付与されます。

■対象者

対象店舗でPayPayを利用し、決済を行う人
 ※PayPayに登録した支払い方法がクレジットカード(PayPayカードを除く)のときは、キャンペーンの対象外です。
 ※PayPay商品券は対象外です。

■対象店舗

市内中小企業者
 ※詳細はPayPayアプリで確認できます。
 ※大手家電量販店やドラッグストア、コンビニなどの店舗は対象外です。
 ※保険適用医療機関での支払いや公共料金の支払い、たばこの購入、商品券などの換金性の高いものの購入などはポイント還元の対象外です。



問 産業振興課 ☎53-8565

被災した農業用施設や機械の修理・再取得を支援します

■対象者

被災した農業用施設や機械の所有者または利用者と、営農を続ける意欲がある人

■支援内容

農業用施設や機械の復旧にかかる修繕や再取得費用を助成(補助率10分の9)

【対象となる農業用施設・機械の例】

施設：格納庫、農舎、農業用ハウス、加工施設など
 機械：トラクター、田植え機、コンバイン、穀物乾燥機など

■申請締め切り

第1次：6月20日(木)、第2次：8月9日(金)



詳細はこちら

問 石川県・北陸農政局・JAグループによる現地相談窓口 ☎0120-338-570

災害廃棄物仮置場の開設期間を延長しています(能登香島駐車場)

■開設期間

7月30日(火)まで

■休業日

毎週月曜日、水曜日、金曜日
 ただし、7月15日(月・祝)は開設し、7月16日(火)を休業日とします。

■開設時間

9:00~12:00、13:00~15:00 ※12:00~13:00は昼休憩のため休止します。

※6月1日から、持ち込みの際は次の書類の提示が必要です。

- ①七尾市発行の「り災証明書」または「り災届出証明書」、「被災証明書」のいずれか(原本に限る)
- ②持ち込みする人の運転免許証

問 環境課 ☎53-8421

浄化槽復旧工事の補助金制度の対象要件を変更しました

浄化槽の保守点検・法定点検を受けていることを要件としていましたが、次のとおり変更しました。

■対象となる浄化槽 ※赤字が変更部分

- 個人で設置し、地震による被害を受けた浄化槽で、次の要件を満たすもの
- ・下水道などの集合排水整備区域外であること
 - ・専用住宅、集会所であること(事業所、兼用住宅、賃貸住宅は対象外)
 - ・浄化槽の保守点検、法定点検を**今後確実に受けること**
 - ・被災前に納期限を迎えた市税などを滞納していないこと
 - ・浄化槽本体および前後1メートルの配管部分に対して、震災復旧に関する他の公費(住宅の応急修理制度など)が入っていないこと

■対象となる経費

浄化槽本体の修理や入れ替え工事に必要な経費(工事に必要となる前後1メートルの配管を含む)

※次の修理や工事は対象外

- ・その他の配管や工事の支障となる工作物の撤去および復旧
- ・単独浄化槽の修理(合併浄化槽への入れ替えは補助の対象)

■補助額

復旧工事にかかる全額(ただし市が必要と認める範囲の工事)

■申請期限

令和7年3月31日(これから工事を実施するときは、工事後の実績報告の期限)

■問い合わせ(申請書の記載方法を含む)

浄化槽コールセンター ☎0120-326-121 受付時間 9:00~17:30(日、祝日は除く)
 メール noto@zenjohren.or.jp

■申請書提出先(郵送)

(公社)石川県浄化槽協会 〒920-0211 金沢市湊2丁目183番地 ☎076-225-8819

問 上下水道課 ☎53-1972

自宅再建利子助成事業給付金

震災により住んでいた住宅に一定の被害を受けた人などが、県内で住宅を新築、購入、補修するために金融機関などから融資を受けた際の借入額にかかる利子の支払額の全部または一部が助成されます。

■対象者

県内の市町で被災し、県内で住宅を再建した人で、次の①～③の全てに当てはまる人(法人は除く)

- ①次の(ア)～(エ)のいずれかに該当する人
 - (ア)り災証明書で全壊、大規模半壊、中規模半壊または半壊の判定を受けた
 - (イ)被災者生活再建支援法に基づき、住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した
 - (ウ)被災者生活再建支援法に基づき、長期避難世帯として認定されている
 - (エ)応急仮設住宅など(建設型応急住宅、賃貸型応急住宅など)に入居していた
- ②住宅を再建し、その住宅に入居する日の属する年の前年の収入(所得)額が、次の収入(所得)要件を満たす世帯の人
 - ・世帯全員の収入が給与収入のみ：世帯全員の収入の合計額が600万円以内
 - ・世帯員の収入に給与収入以外の収入がある：世帯全員の所得の合計額が440万円以内
 ※世帯員に23歳未満の被扶養者がいるときは、上記の世帯収入(所得)制限はありません。
 ※高齢者、障害者がいるときは、世帯収入(所得)要件の緩和(控除)があります。
- ③被災された本人または本人の親族が住宅再建のために金融機関などから融資を受けている

■給付金額

1世帯1回限り、上限300万円

※地域福祉推進支援臨時特例給付金(8ページ)の給付を受けた人は対象となりません。

問 自宅再建利子助成事業給付金コールセンター ☎076-225-1968(9:00～17:00)

被災住宅の宅内配管・排水管の修繕に関する石川県受付窓口

市内で工事業者の確保ができない人や着工まで時間を要する人向けに、市外の工事業者の手配をします。

☎0120-055-122(石川県管工事業協同組合連合会事務局内)

■受付時間 9:00～17:00(土・日、祝日除く)

■受付期間

7月31日(水)まで

○県が工事業者に補助を行うため、移動に要するガソリン代や宿泊費などの費用(掛かり増し経費)の個人負担はありません。

問 石川県生活環境部環境政策課 ☎076-225-1463(事業全般に関すること)

総合支援窓口のコールセンターを開設しました

総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール)で手続きできる制度の問い合わせ窓口としてコールセンターを開設しています。以下の①～⑤の制度で、ご不明なことがあればお問い合わせください。

☎0570-200-491(通話料金は発信者負担です)

■開設時間 9:00～18:00(土・日、祝日含む)

■お問い合わせできる内容

- ①住宅の応急修理制度
- ②応急住宅の入居支援制度
- ③被災家屋などの解体撤去制度
- ④被災者生活再建支援金
- ⑤災害義援金(人的・住家被害分)

※石川県災害義援金の特別給付分(全住民一律5万円給付)は、県コールセンター(☎0120-102-829)へお問い合わせください。

地域福祉推進支援臨時特例給付金

能登地域の6市町(七尾市、輪島市、珠洲市、志賀町、穴水町、能登町)で、住家に半壊以上の被害を受けた高齢者などがいる世帯に対し、住宅などの再建支援のための給付金が県から支給されます。

■対象となる世帯

能登地域の6市町で、住家に半壊以上の被害を受けた高齢者や障害者のいる世帯(①②)または資金の借り入れや返済が容易でないと見込まれる世帯(③～⑦)。

- ①65歳以上の高齢者がいる世帯
- ②障害者手帳の交付を受けた人または障害福祉サービスの利用世帯
- ③住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯
- ④家計急変世帯
- ⑤児童扶養手当受給世帯
- ⑥離職・廃業した人がいる世帯
- ⑦一定のローン残高がある世帯

■支援内容

	家財等支援		住宅再建	
	家財	自動車		
全壊 大規模半壊 中規模半壊 半壊	50万円	50万円	建設・購入 補修	最大200万円
			賃借	最大100万円

○対象となる世帯で、被災者生活再建支援金を受給した世帯のうち、①高齢者のいる世帯、②障害者のいる世帯、③住民税非課税世帯・住民税均等割のみ課税世帯、⑤児童扶養手当受給世帯は、家財給付金50万円が順次、県から支給されます。

申請手続きは不要です。
※対象世帯には、支給通知が順次、発送されています。

○家計急変世帯や自動車給付金を受け取る世帯など、申請手続きが必要となる世帯は、総合支援窓口(パトリア4階 多目的ホール)で受け付けしています。

問 臨時特例給付金コールセンター ☎076-225-1956